

特定非営利活動法人日本スポーツチャリティ協会

定款

令和4年10月1日

特定非営利活動法人

日本スポーツチャリティ協会

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、特定非営利活動法人 日本スポーツチャリティ協会という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都新宿区西新宿七丁目5-5に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、心や身体に障害を持つ人々がスポーツを楽しむことで競技する楽しさや人々に応援してもらい喜びからボランティア精神を育み、自ら社会貢献に参加する意義と世界平和共存の精神を学んでもらう事を主たる目的とする。
加えて、プロスポーツ選手や引退された選手の指導によるチャリティスポーツイベントを開催し、スポーツの素晴らしさを啓蒙しつつ、本会の活動を国内外の社会貢献活動に繋げ、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3)国際協力の活動
- (4)子どもの健全育成を図る活動
- (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営、または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類及び事業に関する事項)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)チャリティスポーツイベントの開催実施事業
- (2)スポーツに係る福祉団体への経済的支援活動事業
- (3)スポーツの技能習得のためのセミナー及び公開講座等の開催事業
- (4)スポーツに係る関連諸団体とワークショップ及びフォーラム等の開催事業
- (5)広報誌の発行及びホームページ等による広報及び宣伝事業
- (6)その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 本会は、第 3 条の目的を達成するために、次の収益事業を行う。

(1) イベント等における物品の製造・販売事業及び広告事業

(2) イベント開催のプロモート及びコンサルティング事業

3 前項に掲げる事業は、第 1 項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第 1 項に掲げる事業に充てるものとする。

第 2 章 会 員

(種別)

第 6 条 本会の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会した団体

(入 会)

第 7 条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第 2 項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は毎年一回、年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、別に理事会の議決を経て、定めるものとする。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受けたとき。

(3) 会員である団体が解散したとき。

(4) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1)法令、本会の定款に違反したとき。

(2)本会の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 本会は、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第 13 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上、15 人以内。

(2) 監事 1 人以上、2 人以内。

2 理事のうち 1 人を代表理事、2 人を副代表理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

2 代表理事、副代表理事は、理事会において理事の互選とする。

3 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が役員を兼ね、又は当該役員並びにその配偶者及びその親族が役員を兼ねるものがあることになっていない。

5 監事は総会で選任する。

6 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けた時は、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実であることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠、又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず前任者又は現任社の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において出席理事の3分の2以上の決議により、当該役員を解任することができる。また、監事が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席会員の3分の2以上の決議により、当該監事を解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に絶えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、譲決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができ

る。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第 20 条 本会に顧問 15 人以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して代表理事の諮問に答え、又は代表理事に意見を述べる。

4 顧問の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 4 章 会 議

(種別)

第 21 条 本会の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について構成する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 監事の選任及び解任
- (4) 合併
- (5) 解散
- (6) 理事会が総会に付すべき事項として決議した事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 総会招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日 前までに通知しなければならない。
- 3 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定数に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否決同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任する事ができる。

3 前項の規定のより表決した正会員は、前 2 の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、氏の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者文は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。

- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)代表理事が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は代表理事が招集する。

2 理事会は、前条第 2 号の場合にはその日から、21 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を召集する時は会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した面により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ議決することはできない。

(理事会の議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する事ができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わる事ができない。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名し、これを保存しなければならない。

第 5 章 資産

第 40 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 資産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(区 分)

第 41 条 本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の 2 種とする。

(管 理)

第 42 条 本会の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 43 条 本会の会計は、特定非営利活動促進法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 44 条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第 45 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決による。

(事業報告及び決算)

第 47 条 本会の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

2 前項の監事の監査を経た事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表は、役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のう

ち 10 名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後 3 ヶ月以内に所轄庁に提出しなければならない。

(利余金の処分)

第 48 条 本会の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解 散)

第 50 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産
- (6)所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 5 分の 1 以上が出席した総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 51 条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の半数以上の議決を経て選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第 52 条 本会は、正会員総数の 5 分の 1 以上が出席した総会において、出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ、合併することはできない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 9 章 事務局、委員会

(事務局の設置)

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 55 条 事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第 56 条 事務局の組織及び運営に関しての必要な事項は、理事会の決を経て代表理事が別に定める。

(委員会)

第 57 条 本会は、特定の事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、その事業に関する委員会を設けることができる。

2 委員会は、その定められた事業について、理事会の議決に基づき、調査し、研究し、又は事業を遂行する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別に定める。

第 10 章 則

(細 則)

第 58 条 この定款の実施について必要な規則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の正会員の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

年会費	正会員	個人一般	4,000 円
		学生	2,000 円

賛助会員 団体 1 口 50,000 円 1 口以上

3 本会の設立当初の役員は、第 13 条の規定にかかわらず、&に掲げる者とする。その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立日から平成 15 年の通常総会までとする。

代表理事 有海藤則

副代表理事 西田博

副代表理事 石井健之

理事 山口秀

同 西村隆夫

同 高松与志之

監事 鈴木修一

4 本会の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、この法人の
設立
の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

5 本会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第 46 条第 1 の
規定
にかかわらず、設立総会に定めるところによる。

